

建設工事に係る最低制限価格算出式の変更について

工事入札に係る最低制限価格ラインを予定価格のおおむね 90 パーセント程度とするため、平成 31 年 1 月 1 日以降発注分から、次のとおり最低制限価格の算出式を変更します。

なお、算出結果による具体的な最低制限価格については、これまでと同様に入札前は非公表扱いとします。

変更点

- 1.建築設備工事（電気工事及び機械器具設置工事は除く。）の現場管理費の割合に 10 分の 2 を上乗せ

変更後の算出式

【建築設備工事（電気工事及び機械器具設置工事は除く）】

最低制限価格の算出式	※下線部分が変更箇所
改正前	
(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×5／10＋一般管理費×5／10) × 1.08	
改正後	
(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費× <u>7／10</u> ＋一般管理費×5／10) × 1.08	
※従来の現場管理費に 10 分の 2 を上乗せ。	